

京都エコノミック・ガーデニング 支援強化事業

<研究開発型>

—産学、企業間連携による研究開発を計画
段階から設備投資まで支援する補助金制度—

平成27年度
応募要領



公益財団法人京都産業21

目 次

はじめに	1
I. 研究開発型の概要	3
(1)概要 (2)支援の特徴 (3)応募資格概要 (4)各コースの対象範囲・規模等 (5)各コースの実施期間 (6)資金支援の考え方 (マッチングファンド方式)	
II. 応募資格	8
(1)グループの資格要件 (2)提案者 (3)研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件	
III. 事業の仕組み	14
IV. 応募手続	15
(1)応募 (2)応募受付期間 (3)提出・問い合わせ先	
V. 評価	18
(1)評価方法 (2)評価基準 (3)ヒアリングの実施及び質問	
VI. 採択	20
(1)評価結果の通知 (2)資金支援の方法 (3)資金支援の内容 (4)支払い (5)その他	
VII. 成果	21
(1)実績報告書 (2)成果の帰属	
VIII. 補助事業に係る各種評価・ステップアップ制度	22
(1)コース中間評価 (進捗ヒアリング) (2)コース終了時評価 (=ステップアップ評価) (3)フォローアップ評価 (4) その他	
IX. 設備投資補助について	23
(1)要件 (2)対象経費等	
■ 補足資料	24
<参考資料> 京都イノベーション創出ネットワークの御案内	27
■ F A Q	28
■ 提案書様式	31

はじめに（京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業とは）

趣 旨

京都経済を取り巻く状況は、様々な変化が進行しており、グローバル経済が大前提となった現在においては、TPP 交渉、新興諸国における技術の高度化、為替変動等の要因に加え、電気料金問題、人口減少に伴う経済規模縮小の懸念等、社会事情も京都企業の事業活動に大きく影響する状況にあります。

こうした中、京都経済の更なる活性化、発展のためには、精緻なものづくり技術の集積や、伝統に培われた文化との融合や産学公連携などの京都の強みを活かしながら、地域の中小企業を地域でしっかり支援する産業政策の展開が必要と考えています。

本事業はこのような考えのもと、地域の企業が成長する環境をつくる「京都版エコノミック・ガーデニング」と称する産業育成施策の一貫として、京都府の補助を受けて創設したものです。

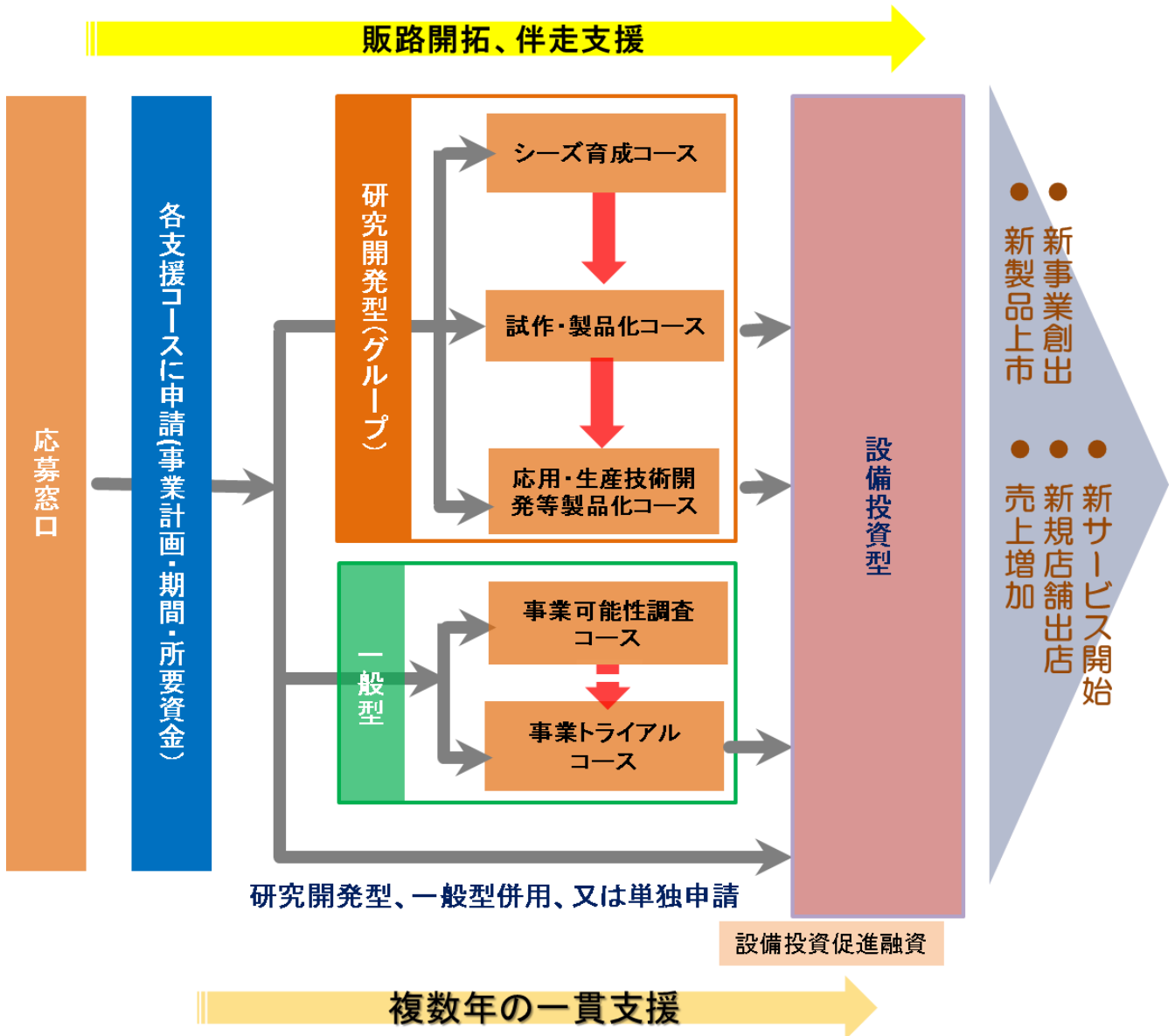
様々な業種・業態の京都企業の皆さまを対象に、販路開拓活動、小売サービスの商品開発、本格的な試作・研究開発、設備投資等、より多くの事業計画に対応し、計画段階から本格展開まで一貫支援するパッケージ型の支援制度を、伴走型支援の下で展開することで、京都企業の皆さまの活動を応援し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

制度概要

京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業は、多様な事業形態（企業単独やグループ）や事業化の段階（計画～本格展開）に対応できるよう、以下の3つの支援メニューを設けています。複数年度にわたる段階的な活用もできますので、企業の皆さまの実情に応じて、3つの支援メニューを適宜組み合わせてください。

- ① 一般型
企業単独での新たな商品・サービスの開発や販路開拓、新分野進出等を支援
(1年～2年)
- ② 研究開発型
企業間連携や産学連携などの共同研究グループを対象に、本格的な製品開発を支援
(1年～3年)
- ③ 設備投資型
本格生産段階等で必要となる設備投資を支援 (1年～2年)

事業体系イメージ図



次ページ以降は、「**研究開発型**」についての応募資格等の制度詳細について記載したものです。

I. 研究開発型の概要

(1) 概要

研究開発型は、製品化に向けた本格的な研究開発を行う共同研究グループに対し、研究開発段階に応じた適切な支援を行うとともに、可能性試験、試作品開発、生産技術開発や設備投資段階など事業化までの複数年にわたり、一貫した伴走支援を行います。これにより京都経済の次代を担う新産業・新事業の創出を目指し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

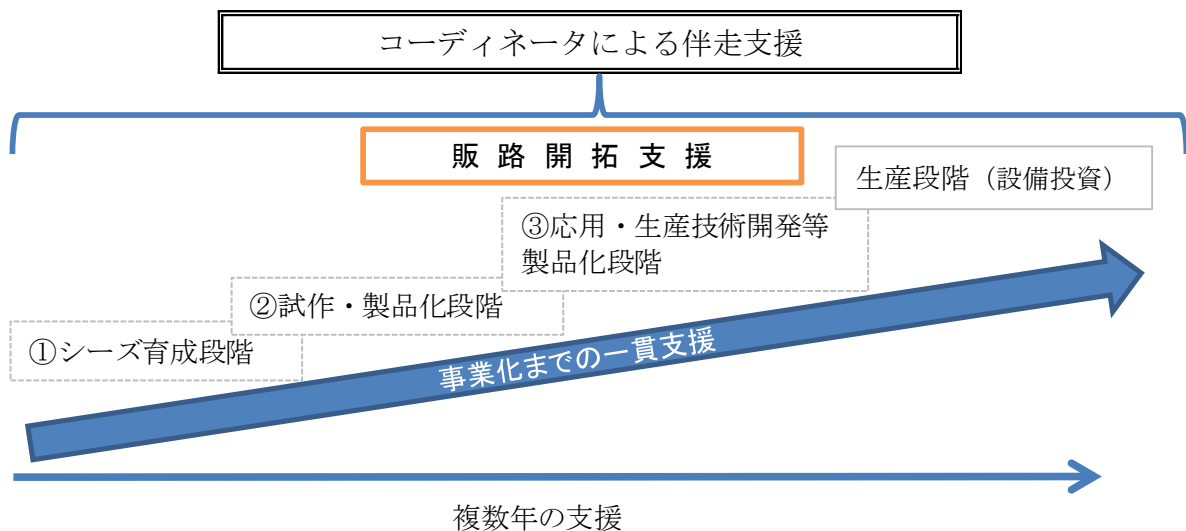
(2) 支援の特徴

研究開発の進捗に応じ、適切な支援を継続的に行えるよう、各段階に応じた3つの支援コース（①シーズ育成コース、②試作・製品化コース、③応用・生産技術開発等製品化コース）を定めており、どのコースからでも応募が可能です。

また、各コースの組み合わせにより、複数年にわたって一貫した伴走支援のもと、事業化までを支援します。

なお、補助金による資金支援については、各コースの実施期間終了後、一定の評価を受けたグループについては、「研究開発型」における次のコースへの支援や「設備投資型（研究開発型併用版）」による支援を継続適用するステップアップ制度を設けています。

（以下はイメージ図。詳細は、22ページに記載）



※どの段階からでも応募可能とし、事業化までの計画を提案していただきます。

<番号は上記イメージ図に対応>

例1：③（27年度）＋設備投資（研究開発型併用版）（28年度）

例2：②（27年度）＋設備投資（研究開発型併用版）（28年度）

例3：②（27年度）＋③・設備投資（研究開発型併用版）（28年度）

(3) 応募資格概要

本事業には、中小・中堅企業を核とした共同研究グループ（産産連携や産学連携など。以下、「グループ」という。）が応募可能です。

京都府内に本社を置く中小企業（以下「府内本社中小企業」という。）の参画は必須としますが、補助金は、一定の条件の下で、府内本社中小企業以外にも交付します。

詳細は、8ページの「Ⅱ. 応募資格」を参照してください。

(4) 各コースの対象範囲・規模等

①シーズ育成コース

【対象範囲】

事業化に向けた研究開発の実現可能性を見極めるために、必要とする要素技術の可能性検証等を通じて、本格的な製品開発着手に向けた基本技術の確立を目指すもの

(注) あくまでも事業化に向けたものを念頭においており、技術シーズ・知見の研究を本事業の主体とすることはできません。

【対象分野】

事業化を前提とした研究であれば、対象分野の限定は特にありません。

したがって、

- ・ 企業がビジネスへの活用を念頭に発掘した大学シーズを活用したもの
- ・ 既成概念を覆す技術シーズの活用可能性検証
- ・ 新しいカテゴリーを創出し、最終的に代表となるブランドになることで、競争せずに事業を成長させる新市場創出戦略等を主眼とした共同研究など、幅広い視点での提案を期待します。

【資金支援規模】

1 グループ当たり 3百万円以内（下限 1百万円）

【採択予定】

10件程度

②試作・製品化コース

【対象範囲】

開発目標とする製品・サービスの基本的な機能を備えた試作品やサービス基盤等の開発を行い、機能性や必要スペック等の検証・達成を目指すもの（最終的な製品化に向けた生産技術開発や応用化・実用化へ発展可能なもの）

※したがって、本格的な製品開発に向けての基本技術の確立や、可能性調査等を終えた等、一定の蓄積があることが前提となります。また、当該コースの資金支援規模の範囲内で製品化まで可能な、小規模開発案件の提案も歓迎します。

【対象分野】

A：環境・エネルギー関連技術分野

B：ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野

C：ICT・コンテンツ関連技術分野

※コンテンツ関連については、コンテンツの制作、流通・管理等に必要とされる研究開発を対象とし、コンテンツ自体の制作費用は事業の対象範囲外と

します。ただし、従来のコンテンツ制作に利用されていなかった技術を活用した先導的コンテンツのプロトタイプ制作等は対象範囲に含まれます。
(研究開発の過程で、評価や検証作業等に必要な場合)

D: 試作関連技術分野

新たな技術の導入に取り組むための試作品開発を通じて、具体的な製品化、サービス展開等を目指すものを対象としています。なお、新たな技術の導入とは以下に例示する内容を含みます。

(例)

- ・コストの低減
- ・現在保有する技術の性能向上
- ・新たな機能の付加、軽量化
- ・少量多品種の試作品開発を効率的に実施するための基盤技術の向上

【資金支援規模】

1 グループ当たり 2 千万円以内

【採択予定】

3 件程度

③応用・生産技術開発等製品化コース

【対象範囲】

基本機能を実装した試作品・サービス基盤等の開発経過の蓄積を前提として、実用化に向けた応用研究や生産技術開発を通して、製品等開発の完遂、事業化達成を目指すもの（研究開発要素の薄い量産設備等の整備は含まれません。）

【対象分野】

A：環境・エネルギー関連技術分野

B：ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野

【資金支援規模】

1 グループ当たり 5 千万円以内（下限 2 千万円）

ただし、1 企業当たり 3 千万円以内（1 企業単位での下限はありません。）

【採択予定】

4 件程度

(5) 各コースの実施期間

1 年間（12ヶ月間） ※27年度の補助金交付決定：27年11月（予定）

①平成27年度：平成27年11月～平成28年3月

②平成28年度：平成28年4月～平成28年10月末日まで

※①+②=原則として補助金交付決定日から12ヶ月間

(6) 資金支援の考え方（マッチングファンド方式）

本制度では、研究開発から必要な設備投資を経て販売開始に至るまでの計画を提案していただきます。これら事業化に要する経費のうち、グループで負担する経費と、公益財団法人京都産業21（以下「産業21」という。）による資金支援を持ち寄る形式とします。（マッチングファンド方式）

なお、産業21の補助金交付による資金支援の規模は、以下の2つの要件をすべて満たす範囲となります。

【要件1】グループが事業化に要する経費全体の1/2以内

【要件2】補助対象経費かつ、コース毎に定められた資金支援規模の範囲内

※グループが事業化に要する経費については、補助対象経費該当有無は問いません。

したがって、人件費や旅費など補助対象外経費も含めて算入可能です。

（具体的な補助対象経費等については、次ページ以降を参照）

※事業計画が複数年にわたる場合は、上記2つの要件は計画期間全体で充足すればよく、研究成功の確度が高まった後半段階から自己負担の割合を増やすなどの調整により、計画期間当初においてはグループの負担以上の補助金活用も可能です。

※設備投資に対する補助金は、設備投資額の15%となり、85%を計画期間中の自己負担として、提案段階では算入可能です。

設備投資補助のスキームは「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業<設備投資型>（研究開発型併用版）」に準じた内容となり、概要は23ページに記載しています。

【例：1年目に研究開発し、2年目に量産設備投資の計画を提案する場合】

（単位：千円）

1年目		2年目		事業化に要する経費	
応用・生産技術開発等 製品化コース		設備投資型（研究開発型 併用版）			
9,000	人件費等	21,250	85%	30,250	グループでの負担
25,000	材料・消耗品等	3,750	15%	28,750	補助金
34,000	研究開発費計	25,000	設備投資額	59,000	

上記の例の場合、事業化に要する経費59,000千円の1/2が29,500千円で、かつグループで負担する経費が30,250千円のため（【要件1】充足）、研究開発補助は25,000千円（【要件2】充足）での提案が可能です。（なお、2年目の設備投資補助適用有無は、1年目の研究結果の評価によって決定します。22ページのⅧ.（2）コース終了時評価（＝ステップアップ評価）を参照）

①補助対象経費

補助対象経費は以下の項目を基本とします。
(研究開発に直接関係のない間接経費は対象外)

費目	説明
材料費・ 消耗品費	研究開発の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入に要する経費 [例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等]
機械装置費	研究開発遂行に必要な機械装置・設備、その他備品の製作、購入、改造に要する経費。また、機械装置等と一体となるソフトウェアも含む。ただし、研究開発の遂行に必要不可欠な機能、規模と認められるものに限る。 ※汎用品の購入を制限するものではありませんが、リースが困難な正当な理由があり、当該研究開発に必要不可欠な機器についてのみ対象となります。
外注・委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費 ・要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等(※法人又は公的機関との契約に限る。)ただし、研究開発の核となる要素すべてを委託することはできません。
大学との 受託(共同) 研究費	大学等研究機関との受託(共同)研究契約を締結するもの(間接経費を含む。)※グループに大学が含まれる場合
その他 直接経費	研究開発に必要な産業財産権の導入・出願等に要する経費、試験費、機器使用料、リース費・レンタル費、ソフトウェア購入費、技術指導受入れに要する費用、市場調査に要する費用、研究開発成果の完成度を高めるために行う試作品の展示会への出展費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費 ※その他経費は事業化に必要な経費で、数量が個別具体的に把握可能なものとし、間接経費に相当するものは対象外となります。

<補助対象経費に関する留意事項>

- 補助事業実施期間中に発注・契約、納品、支払をしたものが支援対象となります。
- グループを構成する各企業においては、グループ内の他の企業への機械装置・消耗品等の発注や外注を行うことは、原則として認められません。いわゆる親会社・子会社等についても同様です。
- 提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。必要額を超えた積算をしている場合は、評価上マイナスとなることがあります。
- 機械装置の導入については、使用頻度、必要性、税負担や維持管理コストも考慮

の上、調達方法(リース又は購入)を十分検討して費用を計上してください。また、事業計画期間中に設備投資型(研究開発型併用版)の補助金充当を想定する場合、重複などがないよう整合性にも留意願います。

- 法人税法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本補助金は当てはまりません。

②補助対象外経費

補助対象外経費は以下の項目を基本とします。

費目	説明
直接人件費	補助対象事業の遂行に直接関与する者(役員を除く。)の事業化活動や研究開発従事時間に対応する人件費
旅費・交通費	補助対象事業の遂行に要する旅費・交通費
その他 間接経費	調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費、運送料、運搬料、不動産の購入費、京都府が設置した公設試験研究機関に対する支出等の当該補助事業に必要な間接経費 (いずれも数量確認が可能なもの)

<留意事項>

補助対象外経費かつマッチングファンドに算入不可のものは以下のとおりです。

- ・消費税及び地方消費税など公租公課
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用など、対象事業に対する支出と特定困難なもの

※上記のほか、公的な資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費。不明点がある場合は事前に御相談願います。

※マッチングファンドについては、28ページのFAQを参考にしてください。

また、計算を容易にするためのExcelファイルを用意しておりますので御活用ください。(15ページ参照)

II. 応募資格

応募は、以下の要件を満たすグループのみが行えます。

(1) グループの資格要件

府内本社中小企業に加えて、さらに1社(機関)以上の企業又は大学等研究機関の参画を必須条件とします。また、府内本社中小企業又は府内に本社を置く中堅企業(以下「府内本社中堅企業」という。)のいずれかがグループの代表企業であることが必要です。

なお、グループ構成員は以下のとおりです。

①府内本社中小企業＜必須＞

- a) 京都府内に本社を置く中小企業の参画を必須とします。
- b) 参画する中小企業の役割は、研究開発に必要不可欠な役割を担うなど、主体的な関わりをもって共同開発を推進するとともに、その成果・効用を自社又はグループを構成する他の企業、大学等研究機関が利活用できることが必要です。

②グループを構成する企業・大学等研究機関及び補助金交付要件

本社の所在地や中小企業、中堅企業、大企業の区分は問いません。ただし、府内に提案内容の研究開発を遂行する拠点（本社又は研究所、工場等）がある場合のみ補助金の交付対象企業となります。実質的に、いわゆる「親会社」「子会社」の関係にある場合は、両社を1社とみなし、補助金交付先はいずれかとなります。

- ・「大学等研究機関」とは、大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発を行っている独立行政法人、公益法人のことを言います。

※「大学等研究機関」は、コースによって要件が異なります。

- シーズ育成コース：京都府内に主たる事務所を置く大学等研究機関に限る。
- 試作・製品化コース、応用・生産技術開発等製品化コース：府内・府外は問わない。

※応用・生産技術開発等製品化コースについては、目指している製品・サービスについて、顧客の意向を十分踏まえた開発を進めるため、「顧客としての側面を持つ機関又は顧客ニーズに精通した機関」（以下、「顧客等機関」という。）の参画を必須とします。

必ずしも末端消費者である必要はなく、例えば、研究段階ではA社、B社の共同研究でも、販売段階ではB社がA社に製品部材を販売し、A社が最終的に市場に投入する関係でも応募は可能です。（OEM、ODM の関係でも可能）※30ページのFAQ参照

「本社を置く」「拠点がある」「主たる事務所を置く」場合とは、原則、提案者の登記簿謄本に記載されていることが必要です。

- 中小企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）
資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業

主たる事業として営んでいる業種	＜資本金基準＞		＜従業員基準＞	
	資本金の額又は出資の総額		常時使用する従業員の数	(注1)
製造業その他（下記以外）	3億円以下		300人以下	
卸売業	1億円以下		100人以下	
小売業	5千万円以下		50人以下	
サービス業	5千万円以下		100人以下	

(注1)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2)以下の項目に該当する場合は、それぞれ本制度独自に定める中堅企業又は大企業とみなし、除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の中堅企業又は大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の中堅企業又は大企業の所有に属している法人
- ・中堅企業又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上

を占めている法人

※ただし、以下に該当する者については、中堅企業又は大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

○ 中堅企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）

上記の中小企業以外の企業のうち、直近の決算又は過去3年の決算の平均において売上高が400億円以下の企業。なお、上記（注2）に記載する内容について、「中堅企業又は大企業」を「大企業」に読み替え、準用する。

○ 大企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）

上記の中堅企業の基準を超える企業

<応募可否と補助金交付可否>

区分	本社の所在地 (本店登記)	研究遂行拠点 (研究所、工場等)	代表企業 としての 資格	応募に当た るの構成 員資格	補助金交付
中小企業	京都府内 (参画必須)	京都府内に拠点 有	○	○	○
		京都府内に拠点 無			×
	京都府外	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無			×
中堅企業	京都府内	京都府内に拠点 有	○	○	○
		京都府内に拠点 無			×
	京都府外	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無			×
大企業	京都府内	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無			×
	京都府外	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無			×

※法人格のない個人事業者についても中小企業の参画とみなしますが、代表企業としての資格はありません。

※大学等研究機関が参画している場合は、グループ内で最も事業に密接な関係がある企業と共同（受託）研究契約を締結していただきます。

<応募可能な例：先頭は代表企業、()の中は補助金活用可否、[]の中は共同研究契約締結>

ア：府内本社中小(府内拠点有：○)＋府外大企業(府内拠点有：○)

イ：府内本社中堅(府内拠点有：○)＋府内本社中小(府内拠点有：○)

ウ：[府内本社中小(府内拠点有：○)＋府内大学(○)]＋府外中小(府内拠点無：×)

エ：[府内本社中小(府内拠点有：○)＋府外大学(府内に主たる事務所無：○)]

※ただし、シーズ育成コースは応募自体が不可

オ：府内本社中堅(府内拠点有：○)＋[府内本社中小(府内拠点無：×)＋府内大学(×)]

カ：府内本社中小(府内拠点無：×)＋府外中小(府内拠点有：○)

※府内に本社があっても、本社には研究遂行の現場がない場合

<応募に関するその他留意事項>

○ コーディネータによる推薦<シーズ育成コースのみ必須>

府内本社中小企業が主体となった産産連携、産学連携の一層の活性化や事業化促進を図るため、京都産学公連携機構に登録しているコーディネータによる推薦コメントを必須とします。(【様式3】の⑩)

○ 産業21が実施する企業連携、産学公連携による共同研究グループへの補助事業(京都企業戦略的共同研究推進事業、グローバル産学公研究開発成果展開事業、中小企業技術開発促進事業、連携型イノベーション研究開発事業、課題解決型研究開発促進事業等)に採択されたテーマに係る応募は原則できませんので、御注意ください。

○ 協同組合を一つのグループとして応募はできません。

○ 異なる事業計画であっても、同一年度に下記に記載の補助事業の重複適用を受けることはできません。

ア 中小企業R&D支援事業

イ みやこ構想セカンドステージ加速化推進事業

ウ 中小企業開業支援事業

エ 京都産業立地戦略21特別対策事業(同一事業所内の設備投資で、受給後5年を経過しない場合)

○ 代表企業(府内本社中小企業又は府内本社中堅企業)について、府外への本社移転や今後移転の検討を開始することが明確な場合は、地域経済活性化という政策上の趣旨から代表企業としては認められません。また、府外企業においても、府内の研究所、工場等の拠点について、府外への移転等が明確な場合は、補助金交付の対象となりません。

○ 国や他の自治体等による競争的研究資金において、不正経理や不正受給を行ったことがある企業や、法人税等の滞納がある企業は原則応募資格がありません。

○ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に抵触する企業等が含まれるグループは補助対象資格はもとより応募資格自体がありません。

ア 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ グループを構成する各社(機関)が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(カに該当する場合を除く。)に、産業21が当該企業等に対して契約の解除等を求め、当該企業等がこれに従わないとき。

③総括代表者、副総括代表者<必須>

グループには、総括代表者(以下「プロジェクトリーダー」という。)、副総括代表者(以下「サブリーダー」という。)を置くことが必要です。

プロジェクトリーダーは事業計画、実施及び成果管理を総括する役割で、全体をマネジメントし、本事業に係る全責任を有する者とし、企業が担当することとします。

(2) 提案者

グループの代表企業(府内本社中小企業又は府内本社中堅企業)と、グループを構成するすべての企業、大学等研究機関の連名で提案してください。(補助金交付要件有無に係わらない。)なお、補助事業実施期間中、以下の要件等を満たさなくなった場合、グループとして、採択の取消や支援の中止をすることがありますので留意してください。

①代表企業はグループとしての研究開発全体に係る進行管理及びとりまとめを行い、グループを構成するその他の企業、大学等研究機関も共同研究の円滑な遂行に向けて、各社(機関)とも相互に誠意を持って協力し、製品開発後に想定する適切な成果配分にも十分な調整・合意をすること。

②グループを構成する各社(機関)が、研究開発に係る進行管理、経理管理、財産管理等一切の責任を負うこと。(補助事業実施期間終了後も含む。)また、補助事業実施期間中における不測事態への対応と処理を行い、研究開発を貫徹する能力を有すること。

(3) 研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件

1) 研究開発提案内容

当該研究開発に係る補助対象経費に対し、他の公的機関からの補助金を重複して充当していないこと。

2) 研究開発実施体制

①プロジェクトリーダー及びサブリーダーの適性

プロジェクトリーダー及びサブリーダーは次のいずれにも該当すること。

- a) 高い事業化能力や事業化に向けた強い意志があり、研究開発の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてについて総括を行う能力を有していること。
- b) 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。

②グループの財政的健全性及び管理能力・体制

当該研究開発を遂行できる財政的健全性を有していること。また、グループ構成員相互の関係を調整し、事務的管理及び研究開発成果を活かし事業化する能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

③各企業、大学等研究機関の開発体制及び能力

グループを構成する各社（機関）に、研究開発を行うための体制が整備されており、開発能力があること。

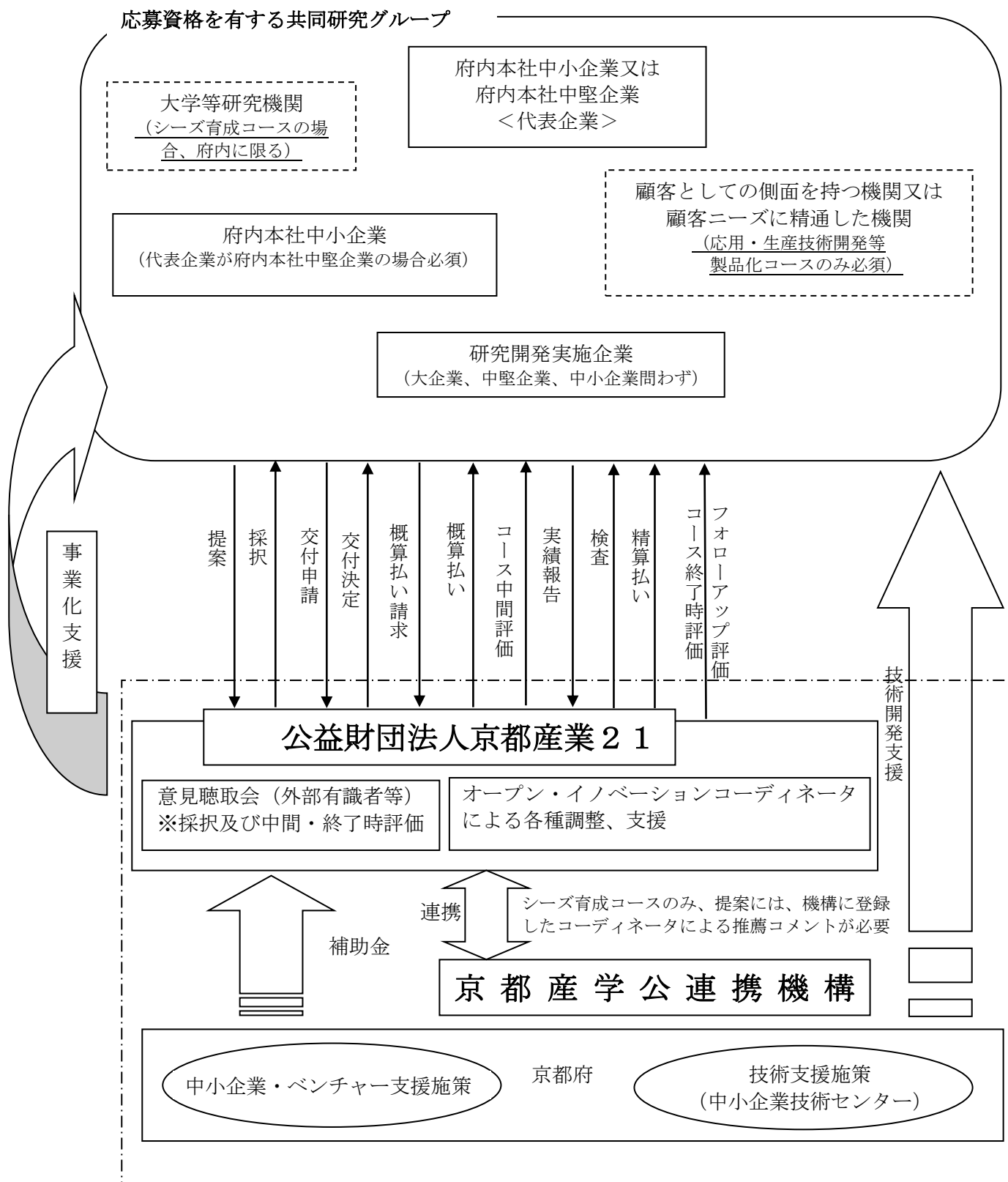
④その他

グループを構成する各社（機関）が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法が明確であること。

III. 事業の仕組み

事業提案の募集、評価を経て、採択します。

採択された提案に対しては資金支援とともに、産業21の担当コーディネータ等が最大限の支援をします。



IV. 応募手続

(1) 応募

① 提案書様式

- a) 本応募要領によるものを使用してください。また、応募要領、提案書様式等は、以下のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.ki21.jp/josei/kyodo/h27/kobo.html>

また、提案書作成の作業効率向上のために、資金計算等は Excel ファイルを用意しておりますので御活用ください。

- b) 提案書の用紙の大きさは、A4判、片面印刷でお願いします。
c) 記入は内容の正確を期すため、Word、Excel を使用し、判読し易く作成してください。
d) 提案書は日本語で作成してください。
e) 通しページは【様式1】を1ページとし、提案書下中央に打ってください。
※提出書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためのみ利用し、提案者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。
(参考：個人情報保護指針は産業21のホームページで公開しています。)

② 提出書類

- a) 提案書 2部 (【様式9】は添付資料に含めても可)
b) CD-R 1枚 (提案書の内容がすべて記録されたもの。Word、Excelで保存)

③ 添付資料

提案に当たっては、以下の書類が必要となります。

- a) グループを構成する各企業の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
(各2部。うち1部はコピー可)
b) グループを構成する各企業の直近の決算 (営業) 報告書 (1期分) 又はそれらに準じるもの (各2部)
c) 株主一覧表 (グループを構成する各企業の出資者及び出資額の一覧が記載されている書類) (各2部)
d) 【様式8】に記載の特許 (合計最大3件) の出願書類の写し (各2部)
なお、出願準備中の特許や、該当するものがない場合は添付不要です。
e) グループを構成する各企業の概要がわかるパンフレット等 (各2部)
※個人事業主の場合は、上記のほか、開業届(写)又は税申告書(写) (各2部)

④ 注意事項

提出書類に不備がある場合や、受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、御注意ください。

※設備投資型 (研究開発型併用版) の応募要領により、設備投資補助も今回提案される場合は、同時に提出していただきますようお願いします。

(2) 応募受付期間

平成27年5月1日 (金)～7月13日 (月) 午後5時必着 (郵送又は持参)

※郵送等の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、

締切の期限に余裕をもって送付されるよう御注意ください。

なお、電子メールやFAXによる提出は受け付けません。

【様式9】及び添付資料については、グループを構成する各企業が個々に提出していただいても構いません。

(留意事項)

- ・ 1社でも提出が遅れた場合、受付期間内に提出がなかったものとして扱います。
- ・ 必ず、提案書の【様式1】写しを同封してください。

(3) 提出・問い合わせ先

本応募に係る提出書類は、郵送又は持込により御提出ください。提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。問い合わせは、電話、FAX又は電子メールいずれも可です。また、申請に当たっての事前相談を歓迎します。

※受付時間：月～金曜日(祝祭日を除く。) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

○ 公益財団法人 京都産業21 連携推進部

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134 (京都府産業支援センター内)

TEL：075-315-9425 FAX：075-314-4720

電子メール sangaku@ki21.jp



(提出のみ)

公益財団法人 京都産業21 北部支援センター (丹後・知恵のものづくりパーク内)

〒627-0004

京丹後市峰山町荒山225 (KTR峰山駅から徒歩約10分)

TEL: 0772-69-3675 FAX: 0772-69-3880



V. 評価

(1) 評価方法

提案内容の評価は、外部有識者等で構成される意見聴取会で行い、意見聴取会の意見を聴いて産業21が採択案件を決定します。

意見聴取会は非公開で行われ、評価経過及び評価結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 評価内容

意見聴取会は、**研究開発成果の事業化可能性及び早期実効性**に最も重点を置いて評価します。その他、概ね以下の共通項目、各コース独自項目を基に総合的に評価します。

【共通項目】

1) 事業化可能性及び早期実効性の評価

① 予想される市場規模及び市場占有率の妥当性

予想される市場において、今回開発する製品が競合製品に比べ价格的・性能的に優位性があり、かつ予想市場規模及び市場占有率が妥当であること。

② 事業化計画の明確化・妥当性

製造・サービス、販売、市場獲得等の事業化計画が具体的であり、かつ、その想定する製品スペックや価格が、現在及び近い将来の市場動向等から見て妥当であること。

③ 研究開発計画の妥当性

事業計画全体の中で、研究開発計画が段階に応じた適切な内容・期間とされており、実行可能性が現実的であること。

2) 研究開発内容の評価

① 研究開発の目的・目標の妥当性

製品開発等の観点から、研究開発の目的・目標が当該事業分野での最近の技術水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であること。

② 研究開発内容の妥当性

研究開発目標を達成するために、研究開発課題が明確に抽出されており、その課題の解決方法やスケジュールなど、開発全体が適切であり、整合性が図られていること。

3) 参加企業等の開発体制及び開発能力の妥当性

① グループを構成する各企業等の資金、人材、技術等の経営資源が役割分担に相応しく十分に備わっていること。

② 協力関係や役割分担が明確であり、開発体制及び技術者の開発能力が実施上妥当であること。

4) 研究開発費の妥当性

研究開発に要する提案額が事業計画等に照らして妥当であり、代表企業をはじめグループを構成する各企業、大学等研究機関の役割分担や研究内容に応じて適切な経費が計

上されていること。

5) 地域経済への波及効果等

①地域産業界への経済的効果

地域経済の活性化や新規雇用創出等に寄与することが期待できること。また、グループを構成する企業間において、役割分担の内容や人的資源・技術面等の寄与度から見て、特定の企業に不利益がないこと。

②中小企業への波及効果

開発の成果により、中小企業が保有する技術の活用、技術力向上、販路拡大等の波及効果が期待できること。

【各コース独自項目】

○ シーズ育成コース

新規産業創出の観点からの評価（既存の概念を転換するような革新性や、新たな領域での事業創出に繋がる独自性の有無など、事業計画や研究テーマに新規産業創出を狙うのに相応しい要素があること。）

○ 試作・製品化コース

・単なる試作品開発等に留まらず、製品開発の完了や事業化へ向けて更なる発展が望める研究開発であること。

・下記の条件をすべて満たす試作品の完成が見込まれること。

ア 顧客に対し実演（デモ）が可能で、商品化の計画（販売時期、販売見込み価格、付加できる機能等）について説明できるレベルであること。

イ デモは、単に『動く』だけではなく、従来技術・商品と比較して優位性を説明できるレベルであること。

ウ 販売に必要な規制・規格を概ねクリアしていること。また、使用時の安全性、商品としての基本的要件に関する課題が解決されていること。

エ 特許出願等、当該試作品を活用した事業化の遂行に不可欠な産業財産権の確保が考慮されていること。

※コンテンツ関連技術分野については、「試作品の完成」を、今回の研究開発の成果により、コンテンツ自体の制作、流通、管理等が概ね実現可能な状態になること、として扱います。

○ 応用・生産技術開発等製品化コース

グループの構成員に含まれる「顧客等機関」が、事業計画の実現可能性（製品やサービスへの高付加価値付与・具体的な売上計上等）の視点から見て、適切な役割が期待できること。

(3) ヒアリングの実施及び質問

提案内容の評価において、必要に応じて産業21と京都府関係者がヒアリング等を実施いたします。また、その際、資料の提出を求めることがあります。

VI. 採 択

(1) 評価結果の通知

評価結果については、産業 2 1 から文書でグループの代表企業へ通知します。この評価結果に関するお問い合わせには応じられません。

※試作・製品化コースについては、外部有識者等で構成される意見聴取会により、提案者との事前調整を経た上で、シーズ育成コースでの採択とする場合があります。

(2) 資金支援の方法

採択された提案者には、各社からの補助金交付申請に基づき各社に補助金を交付決定します。(補助金交付対象企業のみ。)

なお、補助金交付決定により必ずしも資金支援の額が確定するものではありませんので注意願います。

(3) 資金支援の内容

①産業 2 1 が資金支援する対象経費は、7 ページに記載する費目で製品開発・事業化を図るために直接必要な経費とします。

②事業関係者は、この趣旨を十分理解し、効果的・効率的な研究開発の推進に最大限努めるものとします。

③ 事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は研究開発の継続・成果が期待できないと判断された時は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。

(4) 支払い

支払いは精算払いを基本としますが、必要に応じて概算払いを請求することができます。請求額は、採択後に、事業費執行計画等を基に個別協議の上決定します。

(5) その他

①採択案件は、提案者との事前調整を経た上で、プレス発表など必要に応じて研究開発内容の要約を公表する場合があります。

②採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から 5 年度間は保存しなければなりません。

③採択後は、グループを構成する各社（機関）の間で、補助事業への協力や秘密保持等を定めた共同研究契約を締結していただきます。

Ⅶ. 成果

(1) 実績報告書

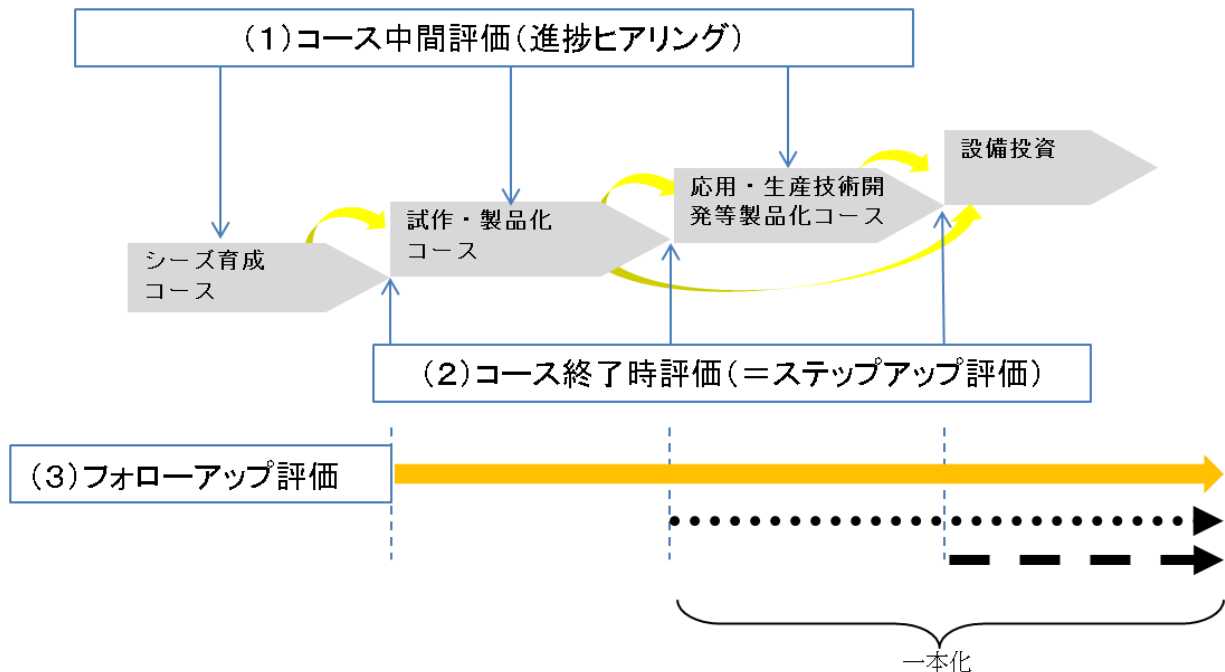
各年度の補助事業期間終了時に、実績報告書を提出していただきます。

(2) 成果の帰属

研究開発を実施することにより発生した特許権等の知的財産権など成果の帰属先は、以下の3項目を遵守していただくことを条件に、グループの構成員となります。

- ①知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく産業21に報告すること。
- ②相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合に、産業21が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。
- ③補助事業実施期間終了以降、翌年度から起算して5年度までの期間に事業化等により、発生した利益について、支援金額を上限として、産業21との調整により本補助金の寄与率等を考慮した基準納付額を算出の上、その1/2を産業21に納付すること。

VIII. 補助事業に係る各種評価・ステップアップ制度



(1) 中間評価(進捗ヒアリング)

採択された各コースの進捗状況等について、中間段階において外部有識者等で構成される意見聴取会の意見を聴いて、産業21が実施状況の中間評価を行います。

なお、シーズ育成コースについては、産業21と京都府関係者が進捗状況についてヒアリングを行います。

(2) コース終了時評価(=ステップアップ評価)

各コースの補助事業実施期間終了時には、外部有識者等で構成される意見聴取会の意見を聴いて、産業21が達成度等の終了評価を行います。(当該評価は、次のコースへのステップアップのための評価を兼ねています。)

なお、試作・製品化コースから応用・生産技術開発等製品化コースへのステップアップについては、5ページに記載する対象分野と8ページ以降に記載する応募資格を満たす必要があります。

また、小規模開発案件で、試作・製品化コース終了時に開発が概ね完了と認められる評価を得た場合で、希望があれば設備投資補助を適用します。

※設備投資補助の適用は、提案いただいた事業計画期間中各社1回のみ。

(3) フォローアップ評価

フォローアップ評価として、各コースの補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は、その後の事業化の進捗状況や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

なお、ステップアップにより他コースの採択経過がある等、重複しているフォローアップ評価期間がある場合は、報告を一本化します。

(4) その他(京都府中小企業応援条例に基づく認定制度の適用等)

・試作・製品化コース、応用・生産技術開発等製品化コースで採択された提案について

ては、一定の手続きにより「京都府元気印中小企業認定制度」に基づく認定を受けることができます。（シーズ育成コースからステップアップした場合も含まれます。）

※当該制度については26ページを参照

- ・次コースへのステップアップ（設備投資補助の適用含む）については、当該年度に必要な予算確保を前提としています。

IX. 設備投資補助（研究開発型併用版）について

設備投資補助については、「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業＜設備投資型＞（研究開発型併用版）」の応募要領に記載するスキームを適用します。ただし、ステップアップによる適用の場合は、一般応募で要件とされている雇用や分野に係る条件は除外されます。

（1）要件

府内に本社または事業所を置き、グループを構成している中小企業、組合

（2）対象経費等

補助率15%以内

（いずれも上限30,000千円 下限1,000千円）

研究開発型で提案する事業の実施に伴う設備の導入に要する下記の経費

- ・工場建設・増改築
- ・研究設備・生産設備の導入・整備
- ・ソフトウェア資産（生産管理システム等）の導入 等

※リースも可

※一般管理事務に係る設備、土地の購入費は対象外

補足資料【シーズ育成コース <Ⅱ. 応募資格 (1) 関係>】

産業支援機関等で活躍されているコーディネータの皆様へ

シーズ育成コースへの応募に当たっては、府内本社中小企業が主体となった産産連携、産学連携の一層の活性化や事業化促進を図り、その実効性を高めるため、京都産学公連携機構に登録しているコーディネータによる推薦(コメント)を必要としています。

なお、「コーディネータ」の定義は以下のとおりとしています。

京都産学公連携機構の構成団体のうち、次ページに記載の団体に属し、具体的には、以下のような活動をしている方とします。また、職名は「コーディネータ」に限りません。

1. 大学等の技術シーズ発掘及び企業ニーズとのマッチング
2. 共同研究に当たっての適切な外部資金の取得支援
3. 知財マネジメント、技術移転支援(特許戦略、ライセンス等)
4. 事業化支援(製品・商品化、市場導入、ベンチャー立ち上げ等)
5. 産産、産学連携に関する地域内、組織内の連携推進体制等の整備
6. 上記に関連するコーディネート活動の普及、啓発
7. 上記に関連するコーディネート活動を行う人材の育成
8. その他産学公連携等に関連する活動

なお、コーディネータの登録は、随時、京都産学公連携機構において受け付けておりますので、現時点において未登録の方で、御自身が関与されている共同研究グループへの支援を、本制度の活用により御検討いただける場合は、提案書提出に間に合うよう予め手続きを行ってください。

登録手続きにつきましては、京都産学公連携機構 事務局 (TEL : 075-229-6455) にお問い合わせください。

日頃の活動の中で、注目している研究テーマ、共同研究があれば、支援ツールとして本制度の積極的な活用を御検討していただければ幸いです。

補足資料

京都産学公連携機構について

京都における産・学・公が、相互の取組を活かしながら一体となって、連携・協働する体制と基盤を構築するとともに、産学公連携による「知の創造」と「知の活用」の好循環を促進することによって新事業や新産業の創出を支援し、京都経済の発展、活力ある地域づくりを実現することを目的に設立。

<産業支援機関等>

- 京都商工会議所
- (一社)京都経済同友会
- 京都府商工会議所連合会
- 京都府中小企業団体中央会
- (公財)京都高度技術研究所
- 京都リサーチパーク(株)
- (一財)生産開発科学研究所
- (独)中小企業基盤整備機構近畿本部
- 京都経営者協会
- (公社)京都工業会
- 京都府商工会連合会
- (公財)京都産業21
- (一社)京都発明協会
- (公財)関西文化学術研究都市推進機構
- (一社)京都府中小企業診断協会

<大学等>

- (公財)大学コンソーシアム京都
- 京都工芸繊維大学
- 同志社大学
- 京都産業大学
- 同志社女子大学
- 京都府立大学
- 京都精華大学
- 京都橘大学
- 京都市立芸術大学
- 京都文教大学
- 京都光華女子大学
- 京都大学
- 立命館大学
- 龍谷大学
- 佛教大学
- 池坊短期大学
- 京都府立医科大学
- 京都教育大学
- 京都造形芸術大学
- 京都学園大学
- 京都外国語大学
- 京都美術工芸大学

<公設試験研究機関>

- 京都府中小企業技術センター
- 京都市産業技術研究所
- 京都府織物・機械金属振興センター

<金融機関>

- 株式会社京都銀行
- 京都信用金庫
- 京都中央信用金庫
- 京都北都信用金庫
- 株式会社滋賀銀行
- 株式会社南都銀行

補足資料【試作・製品化コース、応用・生産技術開発等製品化コース】

京都府元気印中小企業認定制度の御案内 (京都府中小企業応援条例に基づく認定制度)

本補助金に採択された府内本社中小企業の提案(事業計画)については、一定の手続きにより、京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けることができます。

(詳細は、採択の後、お知らせいたします。)

○ 認定制度の概要

中小企業者が自社の技術等の「強み」を生かし、得意分野でオンリーワンをめざすなど、新たな事業展開を図るために作成する「研究開発等事業計画」を京都府知事が認定する制度

○ 各種支援施策等

認定された場合、一定の期間、以下の支援施策が利用できます。

- ・ 不動産取得税の軽減措置
- ・ 京都府中小企業新技術開発応援制度(中小企業チャレンジ・バイ)

京都府元気印中小企業認定制度の詳細は下記URLから御覧いただけます。

<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/1177388457956.html>

参考資料

京都イノベーション創出ネットワークの御案内

『京都イノベーション創出ネットワーク』（通称：K I C - N e t ・キックネット）とは、京都の皆様が技術開発促進を願って設置する会員制ネットワークです。

技術をキーとした産産、産学の交流プラットフォームとして、京都の強みや知恵の融合を図るきっかけづくりを目指しています。コーディネータによる技術面等の支援などにより、新たな共同研究プロジェクトを創出し、新たな製品の早期開発や京都の産業技術基盤の向上を目指しています。

支援メニュー

- 1 マッチング、プロジェクトの推進支援
→京都産業 21 と京都府中小企業技術センターが連携してマッチング、事業化を支援
- 2 共同開発の前、或いは進行中のプロジェクトが対象としている市場の動きを調べておきたい→市場動向調査支援
- 3 共同開発の前、或いは進行中のプロジェクトに関連する知的財産権を調査したい
→先行文献調査支援
- 4 情報発信・収集支援
→会員の「強み」をポータルサイトでPR。京都産業 21 や京都府等による技術開発補助制度等の各種支援施策の情報提供
- 5 会員専用サイト等オンラインツールの提供
→会員の求めるニーズ（技術課題）、保有する強みを閲覧可能。セキュリティに配慮したコミュニケーションツールも用意

K I C - N e t の詳細・入会は下記URLから御覧いただけます。

<https://kic-net.jp/>

K I C - N e t は、京都の企業（京都府内に本社又は工場、研究所等拠点を置く企業）、大学（京都府内に主たる事務所を置く大学の研究者）による産産、産学の連携を積極的に推進するために設けられたネットワークです。御興味のある方は、上記 URL にアクセスいただき、是非御参加ください。（入会・年会費とも無料）

FAQ

【応募関係：各コース共通】

Q 1：本社は府内にあるが、本事業の研究開発や設備を入れる拠点（研究施設や工場等）が府外の場合は、補助金の交付対象となるのか。

A：研究開発を遂行する拠点が府内の場合のみとしているため、補助金の交付対象にはなりません。
ただし、本社以外に拠点が無い場合でも、本社自体が研究現場であれば、補助金の交付対象になります。（「研究所」「工場」等、名称で研究現場の有無を判断するものではありません。）

Q 2：研究開発型と設備投資型の同時提案は可能か。

A：各々の応募要領に沿った形で、両方に提案は可能です。
ただし、両方に提案する場合は「設備投資型（研究開発型併用版）」の応募要領に基づき、研究開発型で提案する事業計画に必要な設備を提案してください。

Q 3：国や他団体の補助金に申請した内容と同一のテーマで、提案（併願）することは可能か。

A：申請済の他の制度において併願が認められている場合は、提案書の【様式3】⑦に併願内容（公開されている場合は審査スケジュールも）を記載の上、申請することは可能です。
ただし、併願先の審査スケジュールに関わらず、本事業の評価過程で辞退意向有無等の判断を求めることがあります。

【マッチングファンド関係：各コース共通】

Q 4：計算の具体例を教えてください。

A：産業21のホームページに掲載していますので、参考にしてください。
URL：<http://www.ki21.jp/josei/kyodo/h27/kobo.html>

Q 5：グループで負担する経費は、構成企業間の負担割合や上限・下限などの制限があるのか。

A：特にルールはありませんので、グループの構成企業間で決定願います。

Q 6：グループで負担する経費に、補助金交付を受けない構成企業の研究開発経費（全額：自己負担）を、含めることは可能か。

A：提案グループの構成員として、進捗状況等の各種報告書の提出を前提に含めることは可能です。

Q 7 : 補助対象外経費の直接人件費の積算方法は、指定があるのか。

A : 各社の給与規程等に基づいたものであれば、単価上限や残業手当、休日出勤手当等の算入についても、特に指定は行いません。

※なお、積算に当たっては【様式7】構成メンバー一覧表に記載の関与時間等との整合性を考慮した合理的な方法で算出願います。

Q 8 : 研究開発・設備投資が完了し、量産段階以降に発生が予測される経費も、マッチングファンド（自己負担分）に算入するのか。

A : 算入不可です。補助金活用有無は問いませんが、研究開発と設備投資に要するものに限ります。

したがって、本格販売開始・量産段階で想定される、設備等のランニングコストや小規模改良費、販売・管理費用等は提案段階では含まないこととします。

【シーズ育成コース】

Q 9 : 1人のコーディネータが、複数の応募課題に関与(推薦コメント)することは可能か。

A : 可能です。

Q10 : コーディネータを紹介してもらいたいときは、どうすればよいか。

A : 産業21に所属するコーディネータでも対応可能です。

詳細は、産業21又は京都産学公連携機構にお問い合わせください。

- ・産業21 連携推進部 TEL : 075-315-9425
- ・京都産学公連携機構 事務局 TEL : 075-229-6455

Q11 : コーディネータの関与は、応募時のみか。採択後も関与することは可能か。

A : 交付申請における「推薦コメント」のほか、採択後は各年度の実績報告書に、今後のサポート方針等を記載いただきます。その他、補助事業の進行中や終了後においても、推薦コーディネータの本来業務の範囲内でのサポートを期待しています。(試作・製品化コースにステップアップした場合も、産業21のコーディネータ等と連携・協調した支援活動を期待しています。)

Q12 : 京都府中小企業技術センターなど京都府の公設試験研究機関も、「府内大学等研究機関」となるのか。

A : 京都府が本事業に要する資金を補助していることから、京都府の公設試験研究機関(京都府中小企業技術センター、京都府織物・機械金属振興センター、京都府保健環境研究所、京都府農林水産技術センターなど)は、「府内大学等研究機関」とはなり

ません。

【応用・生産技術開発等製品化コース】

Q13：『顧客等機関』とは、具体的にはどういった機関を想定しているのか。
また、府内・府外の制限はあるのか。

A：府内・府外は問いません。

本文に記載のケースのほか、大学や大学病院と共同研究を行う場合でも、大学側が購入顧客としての意思があれば、応募は可能です。

いずれの場合も、自らの強いニーズ充足・恒常的取引が念頭にあり、故に共同研究者として積極的に開発に関与し、良い製品・サービスを市場に届けたいという共通の意欲がある関係を期待しています。

Q14：『顧客等機関』は、補助金の交付対象になるのか。

A：補助金交付要件については、8ページの「Ⅱ. 応募資格」に記載の交付要件と同様であり、特に「顧客等機関」という位置づけを理由とした相違点はありません。

応募資格についても同様であり、代表企業との2社により、グループとして提案を行うことも可能です。

※なお、採択後に、グループを構成する各社（機関）の間で、補助事業への協力や秘密保持等を定めた共同研究契約を締結していただく点についても同様ですが、補助金活用がない場合は、秘密保持契約のみでも差し支えありません。